

近年の金融機関の国際的破綻処理制度に係る論議

漆畑 春彦（みずほ証券）

今回の金融危機後、国際金融規制強化の一環として、「大規模で国際的な活動を行う金融機関（大規模金融機関）」の破綻処理制度構築をめぐる動きが顕著になっている。特に「大きすぎてつぶせない（too-big-to-fail）」ことに伴う大規模金融機関のモラルハザード防止が、各国政府・当局の大きな関心事となっている。現在までの主要各国の議論を概観すると、大規模金融機関に対する規制・監督の視点として、第1に、それが「大きすぎてつぶせない」ことを認め、破綻しないように規制・監督を強化する、第2に「大きくてもつぶせる」制度的枠組みを構築する、第3に「大きすぎてつぶせない巨大金融機関を作らせない」ような規制を行う、という考え方が提示されている。

2009年まで、金融安定化理事会（FSB）やバーゼル銀行監督委員会（BCBS）等のグローバル当局や主要各国は、基本的に金融機関が「大きくてもつぶせる」ような制度的枠組み、すなわち上記「第2」の視点に基づいた破綻処理制度の構築を目指し検討を重ねてきた。ただし、議論のレベルは各国で必ずしも一様ではない。例えば、同じ欧州でも、英国（労働党政権）と欧州では、大規模金融機関に事前に破綻処理計画の策定を求める点等に温度差が認められた。また、今年5月に誕生した英新政権は後述のボルカー・ルールの導入を公約に掲げている。米国では、2009年まで上記「第2」の視点に基づく制度が検討されていたものの、今年1月にオバマ政権が上記「第3」の視点を指向すると見られる「ボルカー・ルール」を公表、7月21日に成立した米金融規制改革法にも当該ルールが盛り込まれた。

今回の報告では、大規模金融機関の国際的な破綻処理制度に係る問題点を先行研究等から明らかにした上で、当該制度をめぐる①グローバル当局の議論（BCBSやFSBの議論）、②英国・EUの議論、③米国の議論について、各国が公表した報告書等直近のものまでを整理し、当該制度について、議論が主要国でどのように発展・収束していくのかについて考察したい。